

外国人留学生(日本語日本文化研修留学生)受け入れに関わる危機管理マニュアル

I 大学としての確認事項

(1) 受け入れ時

- ① 「国民健康保険」への加入を義務付ける。
- ② 「学生教育研究災害傷害保険」への加入を義務付ける。
- ③ 「学研災付帯賠償責任保険」への加入を勧める。
- ④ 「留学生用海外旅行傷害保険」への加入を勧める。
- ⑤ 体調が悪くなった場合に備え、保健室の場所を伝える。
- ⑥ 入学時、来学時の既往症を申請させる。
- ⑦ 緊急時の連絡先について、文書で周知する。

(2) 平常時

- ① 指導教員は、定期的に面談し、その際下記内容を把握する。
 - A. 出席状況
 - B. 体調、精神的な面での安定、健康状況、交友関係など。
- ② 生活習慣、宗教などに関係する問題発生時の相談窓口、カウンセリング（精神面におけるケア・サポート）体制（指導教員から学生相談室へ連絡）を明確にして説明しておく。
- ③ 人間関係、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、学業・進路、学費、経済的問題等が発生した場合についての対応体制（国際交流室から学生相談室へ連絡）を説明しておく。言葉の壁がないよう対応方法も考えておく。
- ④ 最悪の事態を想定した対応策を考えておく。

なお、病気、事故などによる入院を想定し、危険な手術を受けなければならない場合や難病の場合など対策は別途定める。

(3) 危機発生時

本学の外国人留学生等に危機が発生した場合の対応及び情報収集・連絡は、関係機関等の協力を得て、原則として別表1に基づき行う。

危機発生時の連絡窓口の徹底を図る。特に休日の連絡窓口（守衛から国際交流室担当者）は明確にしておく。

ここでいう危機とは、自然災害（地震、台風など）、犯罪（被害、加害）、車両事故・火災事故、健康・衛生（難病、SARSを含む）、異文化適応、その他（人間関係、ハラスメント、学業、進路、学費などに関する問題）である。

II 学生への注意喚起事項

(1) 自然災害に関する事項

1) 地震対策のための説明事項

- ①日頃から、携帯ラジオ、懐中電灯、飲料水を常備すること。
- ②災害時の避難場所などを確認すること。
- ③家具の転倒防止等の対策をすること。
- ④大きな揺れを感じた場合、あわてず、クッションなどで頭を保護しながら、落ち着いて行動（避難）すること。
- ⑤地震が発生したら、ガス器具の元栓を閉め、電気器具のソケットを抜いて避難すること。
- ⑥地震が起こった時には、津波の恐れがあるので、警報に注意し、適切な行動をとること。

2) 台風や水害に備えるための説明事項

- ①日頃から携帯ラジオ、懐中電灯、飲料水の常備と避難場所などをチェックし、確認しておくこと。
- ②台風や大雨の際、テレビ、ラジオなどの気象情報をチェックし、注意をはらうこと。
- ③台風や大雨の時には川、海には近づかないこと。また、むやみに出歩かないこと。

(2) 犯罪対策に関する事項

我が国の法律を遵守し、また、被害に遭った時の下記の基本的な対応法を周知する。

- ①被害に遭った時は、警察(110)、救急(119)へ連絡し、国際交流室担当者へ必ず連絡を入れること。
- ②被害に遭った時の警察、病院との対応の場面などで困ったことがある場合は、国際交流室担当者に支援を求めること。

(3) 交通事故・火災事故防止に関する事項

- ①自動車や単車に乗る場合は、必ず任意保険に入ること。
- ②事故発生時には、警察、救急への連絡と、国際交流室担当者への連絡を忘れないこと。
- ③事故発生時に困ったことが生じた場合、国際交流室担当者に支援を求めること。
- ④火災事故の発生に備えて、「留学生住宅総合補償」などの火災保険に加入をすること。
- ⑤火災発生に備えて、宿舍の消火器の設置場所、避難経路、非常口などを入居時に必ず確認すること。
- ⑥宿舍に備え付けてある消火器の扱い方を必ず確認すること。

(4) 健康・衛生面に関する事項

- ① 定期健康診断を必ず受診すること。
- ② 長期の病休となる場合、指導教員と国際交流室担当者に必ず知らせること。
- ③ 重篤な病気や難病指定を受け、留学の継続が困難と判断される場合は、受入れ担当部局長の判断によって、母国へ帰国させる可能性もある。

附則

この改正は平成 29 年 9 月 19 日から施行する。

別表1 緊急事態連絡網

